令和８年（フ）第７１０号
仙台市泉区歩坂町73番６号　パシフィックモナーク203、従前の住所宮城県白石市鷹巣西１丁目６番28号
破産者　菊地　純一
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７２５号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目20番７号　シティハイムパビヨン205
破産者　菊地　優和
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第７９号
山形県米沢市窪田町窪田596番地の15
破産者　林邉　直紀
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第５０号
山形県東置賜郡高畠町大字馬頭1056番地
破産者　後藤　典子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第９６号
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤2496番地
破産者　杉浦　雄太
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１８号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾552番地29、旧住所東京都豊島区南池袋３丁目11番８－401号
破産者　森田　一志
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５８号
埼玉県深谷市西島５丁目13番28号　オークルM206号
破産者　谷口　義和
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６７号
埼玉県大里郡寄居町大字用土3733番地11、旧住所東京都世田谷区上北沢１丁目17番２号コモド桜上水202
破産者　大平　幸輝
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４９０号
川崎市幸区南幸町３丁目75番地１　ホーユウコンフォルト　602
破産者　村上　篤史
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３５号
川崎市麻生区上麻生６丁目36番１号　福田方
破産者　関　　大介
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９０号
長野県松本市横田２－７－３　M寮207号、住民票上の住所長野県茅野市玉川4615番地アラガミニューハイツ　は号
破産者　上村　　猛
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第９３号
長野県塩尻市大門五番町18番６号　フラップハイツ倉沢303
破産者　齋藤サエラ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１３８号
長野県松本市大字島内5060番地１　センチュリー犬飼102
破産者　西ヘンリーヒデユキこと　ＮＩＳＨＩ　ＨＥＮＲＹ　ＨＩＤＥＹＵＫＹ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１４２号
長野県塩尻市大字広丘野村1493番地５　ぽぽ406
破産者　井上　未来
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１４５号
長野県安曇野市三郷明盛1625番地２　ボアールうつくし　303
破産者　藤沢　昌彦
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４１２号
名古屋市瑞穂区彌富町字清水ケ岡１番地の１　ＦｏｒｅｓｔＯｎｅ八事清水ケ岡409号
破産者　岡　みゆき
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７６３号
名古屋市千種区鹿子町１丁目26－１　ルートヒル８南棟Ｓｅ、住民票上の住所愛知県弥富市加稲２丁目10番地
破産者　佐藤　元紀
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６７号
東京都杉並区宮前４丁目25番23－211号　エクレールガーデン富士見ケ丘、従前の住所愛知県刈谷市新富町２丁目11番地　エルグランデ刈谷セントラルコート802号
破産者　原口　佳彦
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部